

令和3年4月1日の受診分から、後期高齢者の人間ドック・脳ドック費用補助の申請方法が変わります

令和2年度までの受診分については、受診後に補助金を申請する方法となっていました。令和3年4月1日受診分からは、受診前（受診月の3か月前の月末まで）に申請する方法が変わります。令和3年4月、5月受診予定者で、健診機関を予約済みの方は、**3月1日(月)までに申請**してください。申請期限までに受診日が決まらない場合は、決まり次第速やかに申請してください。*期限後の申請の場合、協定健診機関受診でも、全額支払い後の振り込みとなることがあります。

対象

次の要件を全て満たす方

- 人間ドック・脳ドックの受診日に、後期高齢者医療制度に加入していて、日立市に住民票がある、または日立市から住所地特例の適用を受けている
- 令和2年度の後期高齢者医療保険料の滞納がない
- 〈人間ドック希望の場合〉令和3年度に市が実施する後期高齢者の集団検診、医療機関健診を受診しない
- 〈脳ドック希望の場合〉令和元年度・2年度に日立市後期高齢者医療制度の脳ドック補助を受けていない

補助金の支払い

市が協定を結んだ健診機関（右記参照）では、ドック費用からあらかじめ補助金を差し引いた額の支払いとなりますので、決定通知書を受診時に健診機関へ提出してください。それ以外の健診機関ではドック費用の全額を一旦お支払いいただき、受診後、補助金請求書に領収書と健診結果を添えて市役所窓口へ提出してください。後日振り込みとなります。

*補助金の上限はこれまでと同額の17,000円の予定です。正式には3月末に決定します。

受診するまでの流れ

- ①希望する健診機関へ受診日を予約する（後期高齢者であることを伝えてください）
- ②国民健康保険課または各支所へ申請書を提出する
- ③受診月の前月10日頃に「決定通知書」または「補助金請求書」が自宅に郵送で届く
- ④受診

個人情報について

次の内容をご了承いただいた上で申請してください。

- 市は受診に必要な個人情報（氏名、生年月日、住所、電話番号、被保険者番号など）を協定健診機関に提供します。
- 健診機関か受診者本人から健診結果を市に提供していただきます。
- 市は健診結果を保健事業に活用します。

協定健診機関一覧

人間ドック			脳ドック		
1	永井ひたちの森病院	6	日立健康管理センタ	1	永井ひたちの森病院
2	田尻ヶ丘病院	7	ひたち医療センター	2	聖麗メモリアル高鈴
3	日鉦記念病院	8	川崎胃腸科肛門科病院	3	日立総合病院
4	日立メディカルセンター	9	日立おおみか病院	4	ひたち医療センター
5	日立総合病院	10	久慈茅根病院	5	聖麗メモリアル病院

申請方法

申請書（国民健康保険課、各支所の窓口にあるほか、市のホームページからダウンロードできます）を直接、国民健康保険課または各支所へ *郵送でも可（国民健康保険課宛のみ）

問合せ 国民健康保険課 内線 204

【注意】 令和2年度（令和3年3月31日）までに受診し、まだ補助を受けていない年度分の申請は、令和3年3月31日までとなります。

60歳以上の皆さんへ

国民年金任意加入制度をご存じですか

老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）を受け取るためには、国民年金保険料を納付した期間と免除を受けた期間などを合わせて、60歳までに10年以上あること（受給資格）が必要です。

60歳までに受給資格を満たしていない場合や、40年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済組合などに加入していないときは、ご希望により任意加入の手続きを行います、国民年金保険料を納付することができます。

その際、納付は原則65歳までですが、65歳までに受給資格を満たせない場合は、70歳まで延長することができます。

任意加入の手続きについて

手続きできる方

- 日本在住の60歳以上65歳未満の方で、保険料納付済期間が10年に到達していない方または、年金額を増額させたい方
- 海外在住の60歳以上65歳未満の日本人で、保険料納付済期間が10年に到達していない方または、年金額を増額させたい方
- 日本在住の65歳以上70歳未満の方で、受給資格

を満たしていない方

- 海外在住の65歳以上70歳未満の日本人で、受給資格を満たしていない方

手続きに必要なもの

- 年金手帳
- 金融機関の通帳、届出印

手続きできる場所

- 国民健康保険課
- 各支所
- 年金事務所

注意点

- 60歳の誕生日の前日以降の手続きとなります。
- 申出日が加入日となります。遡って加入することはできません。
- 国民年金保険料の納付は口座振替が原則となります。手続きの際に「口座振替納付申出書」を提出してください。
- 国民年金保険料は申出日の属する月の分からの支払いとなります。

問合せ 国民健康保険課 内線 206
日立年金事務所 TEL 24-2194

国民年金保険には 産前産後期間の免除制度があります

以下の条件に該当する方は、免除期間中は保険料を納付したもものとして、老齢基礎年金の受給に反映されます。

国民年金保険料の免除期間

出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間 *多胎妊娠の場合、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

対象

免除期間中に国民年金第1号被保険者である方（任意加入中の方を除く）

届出時期

出産予定日の6か月前から届け出ができます。

* 出産後の届け出は無期限です。

手続きに必要なもの

- 出産前に届け出する場合
母子健康手帳など出産予定日が記載されているもの
- 出産後に届け出する場合
母子が同じ世帯の場合は何も必要ありません。
* 母子が別世帯の場合は、出産日及び親子関係が分かる書類（出生証明書など）が必要です。

手続きできる場所

- 国民健康保険課
- 各支所

問合せ 国民健康保険課 内線 206
日立年金事務所 TEL 24-2194